

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

1 概要

我が国の年金制度は、一般被用者を対象とする厚生年金保険と一般地域住民を対象とする国民年金を二大支柱とし、これに特定の職域を対象とする船員保険及び5つの共済組合(国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、公共企業体職員等共済組合、私立学校教職員共済組合及び農林漁業団体職員共済組合)が加わり、国民皆年金体制が作られている。各制度の適用者数及び受給者数については、第3-1-1表にみるとおりである。

第3-1-1表 各種公的年金制度の適用人員及び受給権者数

第3-1-1表 各種公的年金制度の適用人員及び受給権者数
(55年3月末現在)(単位:人)

	適用人員	受給権者 総数	老齢(退職) 年金	障害(廃疾) 年金	遺族(母子, 準 母子, 遺児, 寡婦)年金
総数	58,659,974	15,731,341	13,197,438	1,032,821	1,501,082
国民年金	27,851,410	5,691,475	5,293,975	217,944	179,556
厚生年金保険	24,714,400	4,195,461	3,013,352	177,526	1,004,583
船員保険	210,934	79,666	44,083	5,119	30,464
国家公務員共済組合	1,172,261	322,700	253,421	4,236	65,043
地方公務員等共済組合	3,138,737	622,467	505,493	8,623	108,351
公共企業体職員等共済組合	803,928	345,170	246,473	6,228	92,469
農林漁業団体職員共済組合	465,875	77,931	62,996	1,793	13,142
私立学校教職員共済組合	302,429	32,374	26,681	403	5,290

資料: 総理府「社会保障統計年報」, 社会保険庁「事業年報」

- (注) 1. 老齢(退職)年金の受給権者数には、通算老齢年金、特例老齢年金の受給権者を含む。
2. 遺族年金の受給権者数には、通算遺族年金、特例遺族年金の受給権者を含む。
3. 各共済組合は54年3月末現在である。

我が国の年金制度は、36年の国民皆年金の実現以降、厚生年金保険、国民年金ともに4回の大きな制度改善が行われてきた。特に51年度には、48年度に続いて財政再計算による年金額の引上げ、在職老齢年金の支給制限の緩和、障害年金、遺族年金の通算制度の創設等を中心とする大改正が行われた。54年度においては、53年度消費者物価上昇率が5%を下回った(3.4%)が、厚生年金、国民年金等においては、特例的に消費者物価上昇率に応じた年金額の改定を行い、また、福祉年金の大幅な引上げ在職老齢年金及び在職通算老齢年金の支給制限の限度額の引上げ並びに遺族年金の寡婦加算額の引上げを行った。

厚生白書(昭和55年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

2 厚生年金保険法等の改正

(1) 厚生年金及び国民年金の改正の経緯

我が国は、諸外国に例を見ない速度で高齢化社会へ移行しつつあり、老後の生活の支えとしての年金制度に対する国民の期待と関心は、かつてない高まりを示している。一方、人口構成の高齢化が進み、年金制度が本格的に成熟する結果、年金給付費は大幅に増大し、その費用を支える後世代の負担は、急激に増加することが予想されている。

こうした点に鑑み、51年5月厚生大臣の私的諮問機関として「年金制度基本構想懇談会」が設けられ、同懇談会において、今後の高齢化社会における年金制度のあり方を探るとともに、現在の公的年金制度の抱えている問題点の横断的な検討が行われ、54年4月に報告がとりまとめられた。

厚生年金及び国民年金については、51年に財政再計算を実施し、併せて年金水準の引上げ、障害年金、遺族年金等の通算制度の創設等を主な内容とする改正が行われたところであるが、年金制度基本構想懇談会の報告書において示された年金制度改革の指針を踏まえて、両年金制度の財政再計算を1年繰り上げて55年度に実施する方針を固め、社会保険審議会及び国民年金審議会において精力的に審議が行われ、54年9月にはそれぞれの制度改正に関する意見がとりまとめられた。

これらの意見を受けて、具体的法案づくりが進められ、55年1月には社会保険審議会、国民年金審議会及び社会保障制度審議会に成案を諮問し、同年2月の答申を経て、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」が閣議決定された。

この法案は、1980年代最初の改正であり、今後の制度のあり方に大きな影響を与えるものであるため、その検討過程から多くの議論が交わされたが、とりわけ論議を呼んだのは、厚生年金の老齢年金の支給開始年齢の問題であった。

寿命は伸び、ますます長くなる老後の生活を支えるためには、年金水準の維持を欠かすことはできない。しかも、これに伴う年金給付費は、着実に増大し、他方、その費用を支える後世代にとってその負担はますます重くならざるを得ないが、それにもおのずと限度があることから、支給開始年齢の問題は、年金制度の将来にとって避けて通れないものと考えられる。このため、当初各審議会への諮問案においては、支給開始年齢の引上げに着手し、20年かけて段階的に5歳引き上げることとし、これにより今後における保険料率の段階的な引上げ幅を抑制することが適当であるとの判断に立った。

しかし、各審議会の答申においては、反対意見もあり、また、雇用への配慮を欠くとの指摘もあり、これらの答申を踏まえ、政府部内で協議を重ねた結果、最終的には、今回改正では、支給開始年齢の引上

げに着手することは見送り、次回の財政再計算期の課題とする旨の規定を設けることとした。

この法案は、第91回国会に提出されたが、審議中に衆議院が解散されたため不成立に終わった。

この改正案の主な内容は、次のとおりである。

(2) 厚生年金の改正内容

ア 年金額の引上げ

今回の改正では、老齢年金の標準的な年金額として48年改正で設定された「直近男子の平均標準報酬の60%程度」という水準を維持することとし、改正後新たに老齢年金を受ける標準的な加入期間(30年)を有する男子の老齢年金の額を妻の加給も含めて月額13万6,050円とすることとしている。

$$2,050円 \times 30年(定額部分) + 198,500円 \times 10 / 1,000 \times 30年(報酬比例部分) + 15,000円(妻の加給) = 136,050円(年金額)$$

厚生年金の年金額は、加入期間の長さに応じて支給される定額部分と加入期間中の報酬に応じて支給される報酬比例部分からなる基本年金額に妻や子がある場合に支給される加給年金額を加えた額となっているが、前記の水準を達成するため、次のとおり、基本年金額及び加給年金額を大幅に引き上げることとしている。

(ア) 定額部分

定額部分については、被保険者期間1月につき、1,650円であるのを2,050円に引き上げることとしている。

(イ) 報酬比例部分

報酬比例部分については、48年改正及び51年改正において、当時の賃金水準に見合ったものとするため、過去の標準報酬を再評価したところであるが、今回改正においても、最近の賃金水準を勘案した再評価を行い、過去の標準報酬を期間に応じて、9.07倍～1.06倍することとしている。

(ウ) 加給年金額

加給年金額については、夫婦世帯の給付水準の充実を図るという観点から、配偶者については月額6,000円を15,000円に大幅に引き上げるとともに、これとのバランスから第1子及び第2子については、月額2,000円から5,000円に、第3子以降については、月額400円から2,000円にそれぞれ大幅な引上げを行うこととしている。

また、今回の加給年金額の大幅な引上げに伴い、配偶者が各種の公的年金の老齢年金又は障害年金(国民年金の10年年金等のいわゆる経過的老齢年金や福祉年金を除く。)を受給している場合には、配偶者についての加給年金を支給しないこととしている。

(エ) 最低保障額

障害年金及び遺族年金の最低保障額については、月額3万3,000円(54年スライド後3万9,833円)から4万1,800円に引き上げることとしている。

イ 在職老齢年金の改善

厚生年金の老齢年金は、退職した後の老後保障を図ることを原則としているが、65歳以上の高齢者及び60歳から64歳までの一定範囲の所得の者には、在職中であっても特例的に老齢年金を支給することとなっている。従来65歳以上の者については、その者の標準報酬月額が14万2,000円以下の場合には全額支給することとしていたのを今回の改正で15万円以下の場合には全額支給することとしている。また、60歳から64歳までの者については、従来その者の標準報酬月額が14万2,000円以下の場合にはその者の報酬に応じて年金額の2割から8割を支給してきたが、今回の改正ではこれを15万円に引き上げ、併せて年金の支給割合を定める標準報酬等級の区分も改めることとしている。

ウ 遺族年金の改正

51年改正で、遺族年金受給者の生活実態からみて、より年金保障の必要性が高いと考えられる有子寡婦及び高齢寡婦について寡婦加算を行うこととしたのであるが、今回改正で、このような考え方を、更に進めて、子2人以上を有する寡婦について月額7,000円から1万7,500円に、子1人を有する寡婦について月額5,000円から1万円に、60歳以上の高齢寡婦については月額4,000円から1万円にそれぞれ大幅に引き上げることとしている。

また、今回の寡婦加算額の大幅な引上げに伴い、老齢年金や障害年金(国民年金の10年年金等のいわゆる経過的老齢年金や福祉年金を除く。)が他の制度から支給されている者については、寡婦加算を支給しないこととしている。

エ 標準報酬の上下限の改定

標準報酬は、保険料徴収の基礎であると同時に、年金額の計算の基礎となる

ものであるが、最近の被保険者の賃金分布を考慮して、上限を32万円から41万円に、下限を3万円から4万5,000円にそれぞれ引き上げることとしている。

オ 保険料率の改定

今回の改正で大幅な給付改善が行われたが、保険料率については、世代間の負担の不公平性をできるだけ是正しつつ、急激な負担増を避けるという考え方に立って、男子については1,000分の18を引き上げることとしている。また女子については、年金の支給が男子より早くから行われること、平均寿命も長いこと、更に拠出に比べて相対的に高い給付を受ける場合が多いこと等を考慮すれば、保険料について男子と差を設ける理由が乏しくなっているので今回の改正においては、男子より1,000分の1多い1,000分の19の引上げを行うこととし、今後、長期的段階的に保険料率の男女差の解消を図ることとしている。改正後の保険料率は次のとおりとする。

	改正前	改正後
第1種被保険者 (一般男子)	1000分の91	1000分の109
第2種被保険者 (女子)	1000分の73	1000分の92
第3種被保険者 (続内夫)	1000分の103	1000分の121
第4種被保険者 (任意継続被保険者)	1000分の71	1000分の109

カ 老齢年金の支給開始年齢の検討

老齢年金の支給開始年齢の問題は、将来の高齢化社会を見通すと、避けて通れない事柄であり、その点は各方面の認識も共通しているところである。したがってこの問題については、次回の財政再計算期において、諸般の事情を総合的に勘案して真剣に取り組むべき課題であると考え、その趣旨の規定を設けることとしたものである。

キ 実施時期

今回の改正は、55年6月1日から実施することとしているが、寡婦加算に関する改正は55年8月1日から実施することとしている。

(3) 船員保険の改正内容

船員保険についても、厚生年金の改正に準じて、年金額の引上げ等の改正を行うこととしている。

(4) 国民年金の改正内容

ア 年金額の引上げ

(ア) 老齢年金

老齢年金については、51年度財政再計算以後における国民生活等の動向等を勘案し、54年度の物価上昇率(4.8%)を上回る7.1%の改善を行うこととし、保険料納付済期間25年の場合の年金額を月額3万2,500円(54年スライド後3万9,225円)から4万2,000円とすることとしている。

被保険者期間が短縮されている者に係る経過的な老齢年金についても改善を行い、10年年金の場合の年金額を7.3%引き上げることとし、月額2万500円(54年スライド後2万4,742円)から2万6,550円とすることとしている。

5年年金の額については、月額2万108円から2万1,600円に引き上げることとしている。

(イ) 障害年金

障害年金の最低保障額については、1級障害については、月額4万1,250円(54年スライド後4万9,792円)から5万2,250円に、2級障害については月額3万3,000円(54年スライド後3万9,833円)から4万1,800円にそれぞれ引き上げることとしている。

(ウ) 母子年金、準母子年金及び遺児年金

母子・準母子年金及び遺児年金の年金額については、月額3万3,000円(54年スライド後3万9,833円)から4万1,800円に引き上げることとし、また、加算の対象となる子のうち、1人については月額2,000円から5,000円に、その他の子については、月額400円から2,000円にそれぞれ引き上げることとしている。

イ 母子加算及び準母子加算の創設等

母子年金または準母子年金の受給権者のうち、夫等の死亡により他制度から遺族年金を受けることができない者に対し、月額1万5,000円の母子加算または準母子加算を行うこととしている。

母子年金または準母子年金の受給者が他制度から老齢年金または障害年金を受けられるときは、当該加算の支給を停止することとしている。

また、夫等の死亡につき他制度から遺族年金を受けることができる場合における母子年金及び準母子年金の支給停止率を3分の1から5分の2に変更することとしている。

ウ 保険料の改定

保険料の額は、現在月額3,770円であるが、56年4月分から月額4,500円に引き上げ、その後も毎年4月分から段階的に引き上げることとしている。

エ 福祉年金の額の引上げ

老齢福祉年金の額については、月額2万円から2万1,500円に、障害福祉年金の額については、1級障害について月額3万円から3万2,300円に、2級障害について月額2万円から2万1,500円に、母子福祉年金及び準母子福祉年金の額については、月額2万6,000円から2万8,000円にそれぞれ引き上げることとしている。

オ 実施時期

今回の改定は、55年7月1日から実施することとしているが、母子年金及び準母子年金に関する改正、福祉年金の額の引上げに関する改正は8月1日から、保険料の額の改定については56年4月1日からそれぞれ実施することとしている。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

3 農業者年金基金法の改正

ア 年金額の改定

拠出制国民年金等の給付改善を勧告し、特別に年金額について54年度全国消費者物価上昇率(4.8%)に見合う引上げを行うこととしたこと。

イ 離農給付金支給業務の改正

安定兼業農家等の農地等を専門的な農家へ集積するため、経営移譲の要件等の手直しを行い、更に10年間実施することとしたこと。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

4 年金制度基本構想懇談会の報告について

今後の高齢化社会における年金制度のあり方を検討するため、51年5月に厚生大臣の私的諮問機関として学識経験者による「年金制度基本構想懇談会」が発足し、52年12月にはそれまでの審議についての中間的な意見のとりまとめが行われた。

その後、同懇談会は更に検討を進め、54年4月に「わが国年金制度の改革の方向-長期的な均衡と安定を求めて-」と題する報告書を厚生大臣に提出した。

同懇談会はこの報告書の中で、現行年金制度は各制度間に必ずしも合理的でない格差や不均衡があること、年金制度を取り巻く社会的経済的条件等が大きく変化していること、また、今後は年金制度の成熟化に伴い費用負担の増大が避けられないことなどから、長期的な展望に立った計画的な年金制度の改革が必要であるとしている。

その改革に当たっては、あくまでも、現行年金制度とのつながりなどその実現可能性に留意する必要があるとし、次の三つの考え方を今後の我が国の年金制度のあり方の基本的な原則とすべきであるとしている。

第一に、社会保険方式の年金制度か税方式の年金制度かについては、社会保険方式を原則としながら公正でかつ効率的な保障を果たすべきである。

第二に、年金制度の分立か統合かについては、分立を前提としながら制度間の不均衡の是正と財政の安定を図るべきである。

第三に、今後は個人個人が年金権を取得するケースが増大することから、世帯類型と生活実態に見合った年金保障という観点に立って、給付水準及び給付体系等について見直しを行うべきである。

また、以上の三つの基本的原則に立って、今後の改革の方向として、1)給付水準、給付体系のあり方、2)平均余命の伸長や今後の年金制度の急速な成熟化

等に対処するための老齢年金の支給開始年齢の長期的段階的な引上げ、3)遺族年金の支給要件等の見直し及び有子・高齢寡婦に重点を置いた給付水準の実質的な引上げ、4)財政面では、長期的な費用負担の増加と保険料の段階的引上げ、財政調整による費用負担の共通化、各制度の年金財政計画のチェックのための年金数理委員会の設置等、5)各制度を通じた一元的業務処理体制の整備、6)企業年金の普及と育成等について提言している。

更に、年金制度の改革は、その性格上長期的な計画のもとに時間をかけて段階的に行わざるを得ないことから、改革にはできる限り早期に着手し、60年代までには基本的な年金制度の改革を実施しておく必要があるとしている。このような長期的展望に立った制度改革の一環として早期の着手が必要とされる事項あるいは当面改善を急ぐべき事項として、1)支給開始年齢の引上げは早期に着手を図り、70年代を目途に一定期間をかけて段階的に引き上げていく必要があること、2)遺族年金についても、支給要件の見直し等を行うとともに、その実質的な水準の引上げを図る必要があること、2)福祉年金、5年年金と

厚生白書(昭和55年版)

いった経過的年金の水準については、その財源のあり方、制度の本来的な給付水準とのバランス及び長期的な年金財政に与える影響を十分検討したうえで、適切な改善を図るべきであることなどを指摘している。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

5 日米年金通算交渉について

我が国は本格的な国際化時代を迎え、諸外国との人的交流が盛んになるにつれ、外国に滞在する日本人及び日本に滞在する外国人に対する年金の取扱いが年金政策上の課題となってきている。

このような背景を踏まえ、54年7月1日に日本と米国の両厚生大臣が会談し、今後日米両国間で年金の相互通算に関する措置についての技術的討議を開始することが確認され、第1回の技術的討議が54年10月にもたれた。

この年金通算の問題は、米国に居住する日本人及び日本に居住する米国人の年金保険の二重適用及び保険料の二重払いを解消するとともに、両国における保険料の拠出期間を通算した年金給付を行うことを目的としている。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

1 拠出制国民年金

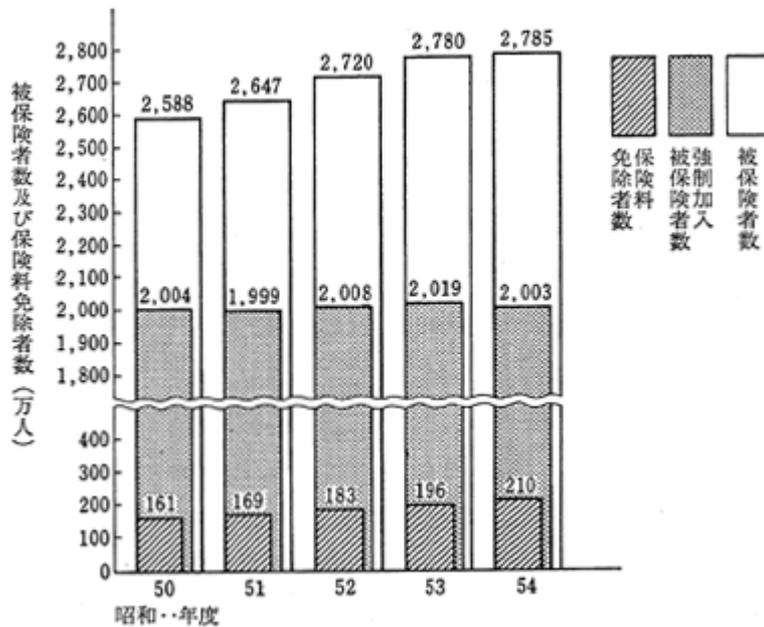
(1) 適用状況

国民年金は、厚生年金等の被用者年金制度が被保険者の適用を職場単位で行っているのに対し、被保険者を住所地において個々には握しななければならないため、制度の適用普及に当たっては他の被用者年金制度にみられない困難な問題があるが、近年における老齢年金を中心とした年金受給者数の大幅な増加や年金額水準の引上げ及び年金制度のPR活動市町村の第一線職員による適用拡大努力等によって国民の年金制度に対する関心は近年急速に高まり、適用も促進されてきた。

その状況をみると、強制加入被保険者は、55年3月末において2,003万人で前年度末とほぼ同数であるが、任意加入被保険者は21万人増加し782万人となっている。これは、主に被用者年金加入者の妻の任意加入の増による。この結果、55年3月末における被保険者総数は、2,785万人となっている(第3-1-1図)。

第3-1-1図 国民年金被保険者数及び保険料免除者数の推移

第3-1-1図 国民年金被保険者数及び保険料免除者数の推移



社会保険庁調べ

(2) 保険料

国民年金の保険料収入は、54年度において1兆88億円で、54年4月から保険料が月額3,300円に引き上げられたこと等により、対前年度20.2%の伸びとなっている(第3-1-2表)。

第3-1-2表 国民年金保険料収納状況

第3-1-2表 国民年金保険料収納状況

(単位:100万円)

50年度	51	52	53	54
377,509	404,620	635,361	839,071	1,008,776

社会保険庁調べ

国民年金は、保険料が給与から源泉徴収される被用者年金と異なり、被保険者が直接保険料を納付する仕組みとされているために保険料の徴収状況如何が制度の財政に大きな影響を及ぼす。このような保険料の徴収状況を示す指標として検認率が用いられる。検認率とは、被保険者が保険料を納付すべき月数に対する実際に保険料を納付した月数の比率であって、その年度の保険料の徴収の状況を見るために使われるものである。この検認率は、54年度末において全国平均で96.1%に達している。このような高い検認率の維持は国民に対する年金制度のPRの徹底保険料未納者に対する納付案内書や納付勧奨状の発行、戸別訪問による納入督促の実施など徴収体制の充実等の成果であるが、保険料の滞納により将来の年金権を損なうことのないように、今後とも国民年金制度の周知啓もう、徴収体制の整備を図っていく必要がある。

(3) 保険料の免除

保険料の免除には、法定免除と申請免除の二つがある。法定免除とは、法定の事由に該当するときは当然に保険料が免除されるものであり、その該当事由は、障害年金、障害福祉年金、母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権者であるとき、生活保護法による生活扶助を受けているとき等である。申請免除とは、保険料を納付することが困難であるとする者の申請に基づき、都道府県知事の承認により保険料が免除されるものである。

54年度において保険料を免除された被保険者数は、法定免除81万人、申請免除129万人、合計210万人であって、免除対象である強制加入被保険者に対する割合は10.5%である(第3-1-1図)。

免除について年度別にその状況をみると、49年度までは逐次その数が減少してきたが、50年度より若干増加の傾向を示している。

(4) 付加年金

付加年金は、より高い老齢年金・通算老齢年金を受けたい人のために設けられた制度で、加入者は付加保険料を納付する必要がある。その加入は本人の任意となっているが、農業者年金基金の加入者については当然加入となっている。

54年度末における付加年金加入者数は、任意加入者が311万人、当然加入者が104万人、合計415万人であり、前年度に比べ2.2%の増加となっており、その増加は、主として任意加入者の増加によるものである。

この付加年金加入者数は、年々増加の傾向にあり、国民年金の加入者の中でより高い年金を希望する傾向が強まっているといえる。

(5) 給付

拠出制の年金給付には、老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金及び寡婦年金があり、その受給状況をみると第3-1-3表のとおりである。

第3-1-3表 国民年金受給権者数及び給付額の推移

第3-1-3表 国民年金受給権者

	年度末	総数	老齢年金	通算老齢年金
受給権者数(人)	50	3,119,058	2,730,824	87,541
	51	3,876,727	3,395,493	155,451
	52	4,505,187	3,919,716	233,415
	53	5,124,009	4,426,350	321,516
	54	5,691,475	4,911,733	382,242
給付額(万円)	50	571,026	462,374	7,237
	51	811,087	669,172	13,529
	52	1,022,840	850,818	20,537
	53	1,232,912	1,031,476	28,518
	54	1,434,498	1,214,469	30,553

社会保険庁調べ

(注) 受給権者、給付額には支給停止のものも含む。

数及び給付額の推移

障害年金	母子年金	準母子年金	遺児年金	寡婦年金
133,716	129,208	148	6,388	31,233
154,353	127,992	159	6,260	37,019
176,231	127,888	167	6,102	41,668
198,015	126,974	174	6,016	44,964
217,944	125,959	163	5,993	47,441
52,806	44,602	51	1,586	2,369
70,836	52,321	64	1,829	3,336
88,140	57,032	73	1,975	4,264
105,362	60,293	81	2,070	5,111
119,655	61,807	79	2,115	5,820

46年度から支給が開始されている老齢年金はいわゆる10年年金と呼ばれる老齢年金が中心であるが、更に50年2月からはいわゆる5年年金と呼ばれる老齢年金、また50年7月からはいわゆる再開5年年金と呼ばれる老齢年金の支給が開始され、受給権者は飛躍的に増加している。

これらの大半は国民年金創設時に高齢であった任意加入グループの年金である。

なお、51年4月からは制度開始時に50歳以下であった強制適用グループが65歳に達したことによって本来年金の支給が開始されたが、今後毎年1歳ずつ強制加入グループが老齢年金受給権者に組み込まれていくため、年金受給権者は今後急速な増加が予想されている。

なお、年金受給権者は54年度末で約569万人で、53年度末に比べ11.1%増加しているが、その主な原因は老齢年金受給権者数の増加である。年金給付費は、54年度末現在で1兆4,345億円で、対前年度比16.4%の伸びとなっている。

(6) 福祉施設

国民年金においては、本来の年金給付のほか、被保険者、被保険者であった者及び年金受給権者の福祉の増進を図ることを目的として、全国に27か所の国民年金保養センターを設置しているほか、国民年金中央会館を設置(東京都内)している。

(7) 財政

国民年金においては、被保険者の納付する保険料のほかに、国は、年金の本来部分の給付に要する費用の3分の1に相当する額・制度発足時に一定年齢以上であった者に対するかさ上げ部分の2分の1に相当する国庫負担を行うほか、保険料免除期間についてはその期間に係る給付費全額及び付加年金給付費の4分

の1に相当する国庫負担を行うこととしている。

このように国民年金の国庫負担割合は、保険料の事業主負担に見合う部分がないこと等もあって被用者年金よりも高くなっている。

国民年金については、今後被保険者数の増加傾向はあまり見込まれないのに対し、年金受給権者数は今後の制度の成熟化に伴い、54年度末の約569万人に対し60年度には約1.5倍となることが予想されている。

国民年金は41年度以後、賃金や生活水準の上昇に合わせ、幾度かの改定が行われその給付水準は大幅に引き上げられてきた。

一方、40年代後半に入り老齢年金及び通算老齢年金の受給者が発生し、その後短期間に急激な増加を示してきたことの影響により特に老齢年金の受給者が急増した50年代に入ってから国民年金の財政ひっ迫が問題とされるに至った。このような状況の中で収支のバランスをとり、健全な財政運営を行うためには、長期的な拠出、給付の計画に立脚し、漸進的に拠出水準を高めていくことについて国民の合意を得る必要がある。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

2 福祉年金

(1) 受給者及び年金額

福祉年金には、老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金がある。

これらの給付は、全額国庫負担で賄われているが、その年金額は、第3-1-4表のとおりほぼ毎年引き上げられている。

第3-1-4表 福祉年金額の引上げ経過

第3-1-4表 福祉年金額(月額)の引上げ経過

(単位:円)

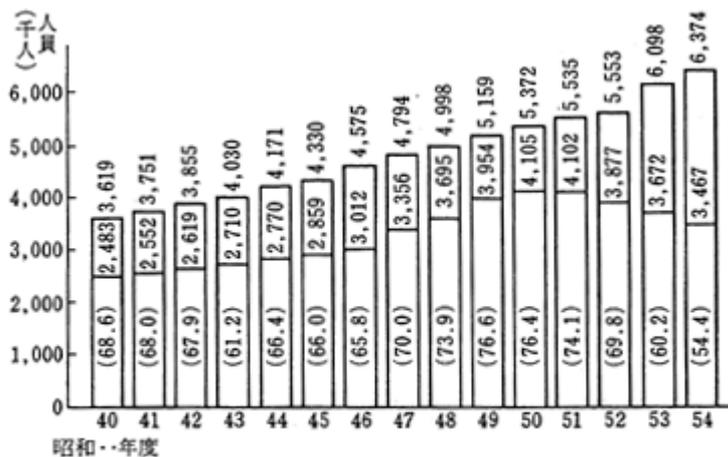
	老齢福祉年金	障害福祉年金	母子福祉年金	準母子福祉年金
(制度発足時)				
34.11.1	1,000	1,500	1,000	
36.4.1				(創設) 1,000
38.9.1	1,100	1,800	1,300	1,300
40.9.1	1,300	2,000	1,500	1,500
42.1.1	1,500	2,200	1,700	1,700
43.1.1	1,600	2,500	2,000	2,000
43.10.1	1,700	2,700	2,200	2,200
44.10.1	1,800	2,900	2,400	2,400
45.10.1	2,000	3,100	2,600	2,600
46.11.1	2,300	3,400	2,900	2,900
47.10.1	3,300	5,000	4,300	4,300
48.10.1	5,000	7,500	6,500	6,500
		(2級創設)		
49.4.1		5,000		
49.9.1	7,500	1級 11,300 2級 7,500	9,800	9,800
50.10.1	12,000	1級 18,000 2級 12,000	15,600	15,600
51.10.1	13,500	1級 20,000 2級 13,500	17,600	17,600
52.8.1	15,000	1級 22,500 2級 15,000	19,500	19,500
53.8.1	16,500	1級 24,800 2級 16,500	21,500	21,500
54.8.1	20,000	1級 30,000 2級 20,000	26,000	26,000

厚生省年金局調べ

54年9月末における老齢福祉年金の受給者数は約346万7,000人であり、これは70歳以上人口約637万4,000人(総理府統計局推計)の約54.4%に相当している(第3-1-2図)。しかし、老齢福祉年金は、国民年金制度創設時(36年4月1日)50歳を超えていたため拠出制度に強制加入とならなかった人に支給されるものであるため、その受給者数は今後減少を続け、70歳以上人口についても拠出制年金受給者の割合が増加していくことが見込まれている。

第3-1-2図 70歳以上人口と老齢福祉年金受給者数の推移

第3-1-2図 70歳以上人口と老齢福祉年金受給者数の推移



社会保険庁調べ

(注) 1. 受給者数は、各年度とも9月末現在である。

2. ()内の数字は70歳以上人口のうち老齢福祉年金受給者の占める割合を示す(%表示)。

また、障害福祉年金は、当初、視覚・聴覚障害及び肢体不自由といういわゆる外部障害のみを支給対象としていたが、その後、支給要件の緩和や支給対象の拡大が行われ、結核や精神障害、心臓疾患、肝臓疾患等いわゆる内部障害をその支給対象に加え、更に、事後重症制度(障害の程度が最初は軽くとも、それが後に悪化したときに障害福祉年金を支給する制度)も取り入れられたので、受給者数は毎年増加し、54年度末現在では約57万4,000人である。

母子福祉年金及び準母子福祉年金は、その役割を拠出制の母子年金及び準母子年金に譲り、既存の受給者は、その支給要件となる子、孫又は弟妹が年齢要件に該当しなくなるため年々減少してきており、現在では拠出年金を補完する役割を担っている。54年度末の受給者は約2,000人となっている。

なお、54年度末における福祉年金の受給者の総数は約392万人である。

(2) 支給停止

福祉年金は、全額国庫の負担によって支給するところから、限られた財源で効果的に所得保障を図ろうとする趣旨で、幾つかの支給制限の措置がとられている。

これを大別すれば、1)一定額以上の所得を有することによるものと、2)他の公的年金を受けることによるものとに二分することができる。

54年度末現在の受給権者436万人中、支給停止要件に該当し、福祉年金の支給を停止されている者は45万人、10.3%である。

ア 所得による支給停止

受給権者本人、その配偶者又は受給権者の生計を維持する扶養義務者の前年における所得が一定の額以上である場合、その年の8月から翌年の7月まで福祉年金の金額を支給停止することとされている。

所得による支給停止の基準額は、55年度は本人所得制限については、夫婦で年収208万円から216万4,000円に引き上げ、配偶者及び扶養義務者所得制限の限度額については、6人世帯で年収876万円に据え置きとした。

イ 公的年金受給による支給停止

厚生年金保険、恩給等の他の公的制度から年金による保障を受けている者に対しては福祉年金の支給を停止することとされている。

公的年金受給による支給停止の基準は、厚生年金保険や普通恩給等一般の公的年金を受給している場合と増加恩給や公務扶助料等のうち戦争公務に基づく公的年金を受給している場合とでは異なっている。すなわち、一般の公的年金を受給している場合には、その公的年金の額が45万円(55年7月分まで41万円)を下回るときには45万円と当該公的年金との差額が支給される。

また戦争公務に基づく公的年金を受けている場合には、その負傷し、又は死亡した当時の階級が大尉以下の旧軍人及びこれに相当する者又はこれらの者の遺族であるときは、福祉年金の全額が支給される。

(3) 給付費

福祉年金は、毎年4月、8月及び12月(12月については請求があった場合11月5)を支払期月として、その前月までの分を受給権者の住所地の郵便局で支払うこととしている。

この支払に要する財源は全額国庫負担で、毎年一般会計から国民年金特別会計に繰り入れられている。

制度が発足した34年から54年度末までに約5兆595億円支払われているが、最近5年間をみると、第3-1-5表のとおりである。

第3-1-5表 福祉年金支払額の推移

第3-1-5表 福祉年金支払額の推移

(単位：100万円)

年度末	50	51	52	53	54
支払額	525,855	730,882	734,156	846,566	921,95

社会保険庁調べ

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

3 厚生年金保険

(1) 適用状況

厚生年金保険の適用事業所は、毎年度2%程度増加しており、54年度末では約94万となっている。

また、被保険者数は、54年度末では約2,471万人となっている(第3-1-6表)。

第3-1-6表 厚生年金保険適用状況の推移

第3-1-6表 厚生年金保険適用状況の推移

年度末	事業所数	被 保 険 者 数				
		合 計	第 1 種 (一般男子)	第 2 種 (女 子)	第 3 種 (坑内夫)	第 4 種 (任意継続 被保険者)
50	854,933	23,648,575	16,157,754	7,392,498	40,271	58,052
51	876,009	23,846,918	16,292,288	7,451,719	38,808	64,103
52	891,792	23,902,678	16,353,038	7,434,154	38,279	77,207
53	913,505	24,175,195	16,528,091	7,519,729	35,254	92,121
54	942,199	24,714,400	16,869,393	7,714,835	33,282	96,890

社会保険庁調べ

(2) 標準報酬及び保険料

標準報酬は、保険給付額及び保険料額の算定基礎となるものである。標準報酬月額は、被保険者の受ける報酬の月額をもとにして決められる。54年度は、第1種被保険者20万1,333円、第2種被保険者11万1,586円、第3種被保険者23万2,097円となり、その平均は、17万3,249円となっており、対前年度伸び率は第1種被保険者5.6%、第2種被保険者5.9%、第3種被保険者2.5%となっている(第3-1-7表)。

第3-1-7表 厚生年金保険標準報酬月額推移

第3-1-7表 厚生年金保険標準報酬月額推移 (単位:円)

年度末	第4種以外の被保険者				第4種被保険者 (任意継続被保険者)
	平均	第1種 (一般男子)	第2種 (女子)	第3種 (抗内夫)	
50	122,552	141,376	81,166	167,383	73,423
51	142,944	166,641	90,848	197,733	85,619
52	155,440	180,846	99,244	216,024	96,391
53	164,038	190,603	105,359	226,507	107,019
54	173,249	201,333	111,586	232,097	115,349

社会保険庁調べ

保険料の額は、標準報酬月額に保険料率を乗じて計算されるが、この保険料率は、保険給付の予想額、積立金の運用利子、国庫負担の予想額等に照らして少なくとも5年ごとに再計算されることになっている。51年に実施された再計算により、保険料率は1.5%引き上げられ、男子で9.1%、女子で7.3%とされている。

(3) 保険給付

厚生年金保険の保険給付には、年金給付として、老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金、通算遺族年金及び特例遺族年金があり、一時金として、障害手当金及び脱退手当金がある。

年金の受給権者数は、毎年10%以上の増加を続けており、54年度末では約420万人となっている。54年度末の給付額は、前年度に比べ16%増加しており、約2兆9,009億円となっている(第3-1-8表)。

第3-1-8表 厚生年金保険受給権数及び給付額の推移

第3-1-8表 厚生年金保険受給権

年 度 末	総 数	老 齢 年 金	通算老齢年金	
受給権者数(人)	50	2,368,263	1,031,019	474,629
	51	2,803,183	1,234,286	645,463
	52	3,286,619	1,436,307	834,567
	53	3,758,543	1,639,669	1,018,737
	54	4,195,461	1,833,266	1,179,819
給(〇〇万円)付額	50	1,112,478	688,571	103,763
	51	1,599,394	1,020,016	159,792
	52	2,037,179	1,312,421	221,056
	53	2,502,584	1,627,362	287,930
	54	2,900,914	1,901,717	340,133

社会保険庁調べ

者数及び給付額の推移

特例老齢年金	障害年金	遺族年金	通算遺族年金	特例遺族年金
289	126,396	735,930	—	—
279	135,930	786,564	660	1
286	151,797	852,600	11,057	5
281	166,951	910,301	22,591	13
267	177,526	969,172	35,386	25
74	62,270	257,800	—	—
87	80,180	339,228	91	0
99	99,304	402,668	1,631	1
109	116,762	466,881	3,539	2
108	128,964	524,269	5,718	4

また、54年度末における年金受給権者1人当たりの平均年金額は物価スライドの実施等によって、前年度に比べて約4%増加している(第3-1-9表)。

第3-1-9表 厚生年金保険受給権者1人当たり平均年金額の推移

年度末	老 齡 年 金	通 算 老 齡 年 金	特 例 老 齡 年 金
50	667,855 (55,655)	218,618 (18,218)	256,578 (21,381)
51	826,402 (68,867)	247,562 (20,630)	310,193 (25,849)
52	913,747 (76,146)	264,875 (22,073)	346,923 (28,910)
53	992,494 (82,708)	282,634 (23,553)	388,363 (32,364)
54	1,037,339 (86,445)	288,293 (24,024)	404,485 (33,707)

社会保険庁調べ

たり平均年金額(月額)の推移

(単位:円)

障 害 年 金	遺 族 年 金	通 算 遺 族 年 金	特 例 遺 族 年 金
492,661 (41,055)	350,304 (29,192)	—	—
589,864 (49,155)	431,278 (35,940)	138,379 (11,532)	120,300 (10,025)
654,187 (54,516)	472,283 (39,357)	147,487 (12,290)	103,120 (8,593)
699,379 (58,282)	512,886 (42,741)	156,655 (13,055)	156,554 (13,046)
726,449 (60,537)	540,945 (45,079)	161,600 (13,467)	174,320 (14,527)

ア 老齡年金

54年度末における受給権者は約183万人で、前年度に比べて12%増加している。平均年金額(月額)は8万6,445円で、前年度に比べて5%増加している。

イ 通算老齡年金

受給権者は、通算年金制度が創設された36年以来、毎年度著しい増加を続け、54年度末では約118万人となっている。54年度末における平均年金額(月額)は2万4,024円で、前年度に比べ2%増加している。

ウ 特例老齡年金

特例老齡年金は、旧陸軍共済組合等の組合員であった者について、その旧共済組合員期間も含めて受給資格期間をみることによって支給される年金である。54年度末における受給権者は267人、平均年金額(月額)は3万3,707円である。

エ 障害年金

54年度末における受給権者は約18万人で、前年度に比べて6%増加している。平均年金額(月額)は6万537円で、前年度に比べて4%増加している。

オ 遺族年金

54年度末における受給権者は約97万人で、前年度に比べて6%増加している。平均年金額(月額)は4万5,079円で、前年度に比べて5%増加している。

カ 通算遺族年金

通算遺族年金制度は、51年10月から設けられた新しい制度であり、通算老齢年金を受ける資格のある者が死亡したときに、その遺族に支給されるものである。受給権者は、54年度末で3万5,386人である。平均年金額(月額)は1万3,467円である。

キ 特例遺族年金

特例遺族年金もまた、51年10月から設けられた制度であり、特例老齢年金を受ける資格のある者が死亡したときに、その遺族に支給されるものである。

ク 障害手当金

54年度における障害手当金の受給権者は633人で、受給権者1人当たりの平均額は107万7,393円である。

ケ 脱退手当金

54年度における脱退手当金の受給権者は5,146人で毎年度減少傾向を示している。受給権者1人当たりの平均受給額は9万1,166円である。

(4) 福祉施設

厚生年金保険においては、本来の保険給付のほか、被保険者、被保険者であった者及び年金受給者の福祉の増進を図ることを目的として、次の福祉施設を設けている。

ア 厚生年金病院 10か所

イ 厚生年金会館 4か所

ウ 厚生年金健康文化センター 5か所

エ 厚生年金総合老人ホーム 5か所

オ 厚生年金老人ホーム 35か所

カ 厚生年金スポーツセンター 4か所

(55年7月現在)

(5) 財政

厚生年金保険の運営に要する経費は、保険給付に要する経費と事業運営に要する事務費に大別される。前者は、主として保険料と積立金から生じる利子収入によって賄われるが、更に20%の国庫負担がある。後者は、その全額が国庫負担により賄われている(第3-1-10表)。

第3-1-10表 厚生年金保険収支状況

第3-1-10表 厚生年金保険収支状況
(単位:100万円)

年 度	50	51	52	53	54
収 入 総 額	3,136,960	4,040,829	4,959,433	5,476,151	5,982,013
保 険 料	2,201,975	2,857,255	3,458,246	3,717,578	3,988,005
国 庫 負 担 金	173,757	251,155	356,858	419,561	464,445
事 務 費	14,874	18,123	18,597	20,838	21,789
給 付 費	158,883	233,032	338,261	398,723	442,656
利 子	750,987	923,535	1,131,503	1,321,542	1,511,268
そ の 他 の 収 入	10,241	8,884	12,825	17,470	18,295
支 出 総 額	988,845	1,408,340	1,895,084	2,338,739	2,735,206
保 険 給 付 費	953,740	1,365,142	1,844,897	2,270,519	2,655,665
事 務 費	15,047	19,353	21,213	23,977	25,413
福 社 施 設 費	18,591	23,161	28,630	43,842	53,470
そ の 他 の 支 出	1,467	684	344	401	659
収 支 差 引 剰 余 金	2,148,115	2,632,489	3,064,349	3,137,413	3,246,807
翌 年 度 へ 繰 越 し	2,100	3,696	6,050	3,302	3,032
積 立 金 に 繰 入 れ	2,146,015	2,628,793	3,058,299	3,134,111	3,243,775

社会保険庁調べ

厚生年金保険の将来の姿を見通すと、85年には、老齢年金の受給権者は、現在の5.3倍、また、年金給付費は、今後の物価や賃金の変動を織り込まない現在価格でも約8.2倍になると見込まれる。したがって、厚生年金保険の財政問題を考えるに当たっては、現状ばかりでなく、将来の給付費の大きさを重視しなければならず、長期的な展望に立った適正な負担のあり方について国民の合意を得る必要がある。

(6) 厚生年金基金

厚生年金基金は、政府管掌の厚生年金保険の老齢年金及び通算老齢年金のうち、報酬比例部分の一部を代行し、併せて、これを上回る年金給付を行うことを目的として企業等の事業主の発意により、厚生大臣の認可を受けて設立される特別法人である。

基金は、従業員1,000人以上の企業が単独に、又は合わせて従業員が1,000人以上となる幾つかの企業が共同して設立することができるが、その企業等の労使の合意が必要とされており、55年7月1日現在では988基金、572万人を超える加入員を擁するに至っている。

基金設立の態様をみると、988基金のうち、単独企業による単独設立が388基金で39%を占め、親企業と子企業という二つ以上の関連企業による連合設立が364基金で37%、同種同業の多数の中小企業による総合設立が236基金で24%となっている。

母体企業の業態別状況は第3-1-11表のとおり機械器具製造業、卸売、小売業等が多い。

第3-1-11表 企業業態別厚生年金基金設立状況

第3-1-11表 企業業態別厚生年金基金設立状況

(55年7月1日現在)

業 態	基 金 数	加 入 員 数	1基金当たり加入員数
水産業	3	5,520人	1,840人
建設業	46	179,199	3,896
食料品製造業	43	180,601	4,200
繊維製品製造業	65	274,382	4,221
木製品製造業	9	18,265	2,029
化学工業	63	241,112	3,827
金属工業	36	200,935	5,431
機械器具製造業	204	1,389,177	6,810
その他の製造業	57	295,700	5,187
卸売・小売業	197	1,302,262	6,610
金融業	111	723,311	6,516
運輸通信業	81	478,177	5,903
電気ガス水道熱供給業	2	15,609	7,805
サービス業	71	418,439	5,894
計	988	5,722,689	5,792

厚生省年金局調べ

加入員規模別にみると、5,000人未満の基金が67%、5,000人以上の基金は33%となっている(第3-1-12表)。

第3-1-12表 加入員規模別厚生年金基金数の推移

第3-1-12表 加入員規模別厚生年金基金数の推移

	2,000人未満	2,000~5,000人	5,000~10,000人	10,000人以上
51年	320(34.2)	321(34.3)	169(18.1)	125(13.4)
52	320(33.9)	323(34.2)	175(18.5)	126(13.4)
53	314(33.0)	326(34.2)	178(18.7)	134(14.1)
54	320(33.0)	331(34.2)	182(18.8)	136(14.0)
55	325(32.9)	336(34.0)	189(19.1)	138(14.0)

厚生省年金局調べ

(注) 1. ()内の数字は%を示す。

2. 各年7月現在である。

ア 基金の給付

基金が支給する給付には、退職を支給事由とする年金給付と、脱退又は死亡を支給事由とする一時金給付とがある。

退職を支給事由とする年金給付は代行部分を上回るものでなければならないが、その算定方式としては、厚生年金保険の報酬比例部分と同じ計算方式を用いて手厚い給付を行うもの(代行型)、この方式によるものに企業の独自性に応じた特別の額の上積みする方式を加えたもの(加算型)などがあり、第3-1-13表にみられるとおり、最近加算型の基金が漸次増加する傾向をみせている。

第3-1-13表 制度設計タイプ別厚生年金基金数の推移

第3-1-13表 制度設計タイプ別厚生年金基金数の推移

	代 行 型	加 算 型	共 済 型
51 年	536(57.3)	393(42.0)	6(0.7)
52	521(55.2)	416(44.0)	7(0.8)
53	474(49.8)	469(49.3)	9(0.9)
54	466(48.1)	494(51.0)	9(0.9)
55	451(45.7)	528(53.4)	9(0.9)

厚生省年金局調べ

注 1. ()内の数字は%を示す。

2. 各年7月現在である。

年金給付の受給権者は、基金制度の歴史が浅いためまだ本格化はしていないが、漸次その数を増し、54年度末では、52万人を超えるに至っている。

イ 掛金

基金の掛金の額は完全積立方式を建前として各基金ごとにそれぞれの給付に見合った掛金率が定められている。なお、基金が設立された場合、代行部分に見合う保険料率(男子1,000分の30,女子1,000分の26)相当分は、政府に納付することを免除される。掛金の額の負担割合は事業主と加入員との折半を原則とするが、基金の設立によって政府に納付することを免れる保険料相当額を超える部分については、事業主の負担を増すことができることになっている。

ウ 標準給与

基金の給付及び掛金の計算の基礎となる標準給与の決定方法等については、厚生年金保険の標準報酬の例によることを原則としている。

エ 財政

基金の運営に要する経費は、年金給付に要する経費(年金経理)と基金の事業運営に要する経費(業務経理)に大別される。

年金給付に要する経費は、掛金、利子収入及び年金給付に対する国庫負担(基金の年金給付のうち、代行部分の給付について政府管掌に見合った国庫負担が行われる。)で賄われ基金の事業運営に要する経費は、事務費掛金として全額事業主が負担するのが通例とされている。

なお、基金は、給付を将来とも賄うことができる適正な掛金が確保されているかどうかを検証し、必要な措置を講ずるため、設立後3年を経過した年度末に第1回目の財政再計算を行い、以後5年目ごとに財政再計算を行わなければならないことになっている。

オ 福祉施設

基金は、加入員及び加入員であった者に対して、本来の基金の給付を補完しこれらの者の福祉の増進を図るため、必要な福祉施設を行うことができることとされ、49年度から各基金で実施されている。

カ 厚生年金基金連合会

基金は、その中途脱退者について1か月でも加入期間があれば年金給付を支給しなければならないが、このような短期加入者(通常10年未満)に対する年金の支給を目的として、基金からその者の年金給付の現価相当額の移管を受け、これによって承継した中途脱退者の年金給付の支給を主たる業務とするのが厚生

厚生白書(昭和55年版)
年金基金連合会である。

55年5月末現在までの中途脱退者数及び現価相当額は、それぞれ781万人、3,085億円である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

4 船員保険(年金部門)

船員保険の年金部門の給付には、老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金、通算遺族年金及び特例遺族年金の各種年金と、障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金、遺族年金差額一時金、行方不明手当金及び脱退手当金があり、更に、従前の規定によって支給されるものとして、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金とがある。

なお、保険料の額は、標準報酬月額に保険料率を乗じて計算される。保険料率は、51年8月の再計算以降1,000分の106で被保険者と船舶所有者が折半して負担する。

これらの年金部門のうち、その主なものの給付状況は、第3-1-14表、第3-1-15表のとおりである。

第3-1-14表 船員保険年金受給権者数及び給付額の推移

年度末	総数	老齢年金 (通算老齢年金を含む。)	障害年金		遺族年金		寡婦、かん夫、遺児通算遺族年金	
			職務外	職務上	職務外	職務上		
受給権者数(人)	50	54,367	25,473	2,631	1,735	12,542	9,618	2,368
	51	60,040	29,719	2,702	1,804	13,714	9,774	2,327
	52	66,191	34,155	2,861	1,878	14,990	9,921	2,386
	53	73,311	39,508	3,040	1,927	16,333	10,024	2,479
	54	79,666	44,083	3,116	2,003	17,637	10,212	2,615
給付額(万円)	50	36,680	20,657	1,448	1,444	5,007	7,319	805
	51	48,652	29,452	1,791	1,619	6,836	7,993	961
	52	60,090	36,400	2,101	2,132	8,162	10,254	1,041
	53	70,886	44,914	2,430	2,236	9,636	10,541	1,129
	54	81,577	52,031	2,596	2,643	10,954	12,155	1,198

社会保険庁調べ

(注) 職務上の障害年金及び遺族年金は、戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金の支給を受けているために支給停止されている者は除いた。

第3-1-15表 船員保険年金種類別1人当たり平均年金額の推移

第3-1-15表 船員保険年金種類別1人当たり平均年金額(月額)の推移
(単位:円)

年度末	老齢年金	通算老 齢年金	障害年金		遺族年金		寡婦、 夫、遺児 算遺族
			職務外	職務上	職務外	職務上	
50	72,784	19,284	45,871	69,348	33,268	63,417	2
51	90,798	21,883	55,230	74,804	41,537	68,151	34
52	100,021	23,040	61,208	94,612	45,373	86,129	36
53	108,394	23,971	66,613	96,680	49,166	87,630	40
54	113,982	24,124	69,416	109,972	51,755	99,190	38

社会保険庁調べ

(1) 老齢年金

54年度末における老齢年金の受給権者数は、前年度末に比べると約11.6%の増加であり、受給権者1人当たりの平均年金額は、前年度に比べると約52%の増加となっている。

(2) 障害年金

54年度末における障害年金の受給権者数は、前年度末に比べ、職務外の事由によるものは約2.5%、職務上の事由によるものは約3.9%増加している。

また、受給権者1人当たりの平均年金額は、前年度に比べ、職務外の事由によるものは約4.2%、職務上の事由によるものは約13.7%の増加となっている。

(3) 遺族年金

54年度末における遺族年金の受給権者数は、前年度末に比べ、職務外の事由によるものは約8.0%、職務上の事由によるものは約1.9%増加している。

また、受給権者1人当たりの平均年金額は、前年度末に比べ、職務外の事由によるものは約5.3%、職務上の事由によるものは約13.2%の増加となっている。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

5 石炭鉱業年金基金

石炭鉱業年金基金は、石炭鉱業労働者の老齢又は死亡について給付を行い、これによって石炭鉱業労働者の生活の安定と福祉の向上に寄与し、併せて、石炭鉱業労働者の雇用の安定確保に資することを目的として、42年10月2日に発足した。この制度は石炭鉱業の事業主が基金の会員(54年度末現在会員数19)となり、前年の出炭量に応じて掛金(53年度から1トン当たり70円)を全額負担することによって、抗内員、抗外員に対して厚生年金保険の老齢年金給付とは別に、上積み給付を行うものである。54年度末現在、抗内員数2万541人、抗外員数4,650人であり、受給権者数は抗内員老齢年金7,313人、抗外員老齢年金3,172人である。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

6 農業者年金基金

農業者年金制度は、国民年金の給付とあいまって農業経営者の老後の生活を保障するとともに、農業経営の近代化及び農地保有の合理化に資するという農政上の要請にこたえるため、農業者年金基金法に基づき創設された制度で、その事業主体として45年10月1日、特殊法人農業者年金基金が発足した。基金は農業者年金事業のほか、離農給付金支給事業、農地売買事業農地取得のための融資事業も行っている。

農業者年金の被保険者については、0.5ヘクタール(道南を除く北海道にあつては2ヘクタール)以上の農業経営主が当然加入、0.3ヘクタール以上0.5ヘクタール未満(道南を除く北海道にあつては1ヘクタール以上2ヘクタール未満)の農業経営主及び当然加入者が指定する後継者が任意加入とされている。給付の種類としては、経営移譲年金、農業者老齢年金、脱退一時金及び死亡一時金がある。

農業者年金の被保険者は、54年度末111万人となっている。

49年1月から一時金給付が、51年1月からは経営移譲年金給付が開始されているが、54年度末における経営移譲年金の受給権者数は13万7,507人、54年度における一時金の支給件数は1万1,958件となっている。

なお、農業者老齢年金については56年1月に受給権者が発生することになっている。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第3節 年金事業の運営

1 年金事業の主体

厚生年金保険事業及び国民年金事業の実施運営は、政府管掌健康保険事業、船員保険事業及び日雇労働者健康保険事業とともに、厚生省の外局である社会保険庁が担当している。

これらの年金事業を実施するための中央の現業機関としては、社会保険庁年金保険部業務第一課及び業務第二課がある。

業務第一課及び業務第二課においては、厚生年金保険、国民年金及び船員保険の被保険者に関する記録の作成、整理及び保管を行うほか、厚生年金保険の老齢年金、通算老齢年金、障害年金、遺族年金、通算遺族年金と国民年金の老齢年金、通算老齢年金及び船員保険の年金部門の裁定事務、支払事務を行っている。54年度末における被保険者記録の管理件数は1億3,753万件、54年度に行った各種年金の新規裁定件数は125万件、支払件数は3,361万件となっており、これらの新規裁定を含めた年金の支払金額は3兆8,897億円に達している。

これらの事務は、電子計算組織を利用し一元的に処理を行っている。

また、地方の行政機関としては、各都道府県の民生主管部に保険課(部)と国民年金課(部)が設置されているほか、社会保険に関する直接の窓口としての社会保険事務所が置かれている(社会保険事務所については、第1編第3章第3節「医療保険事業の運営」参照)。

保険課(部)は、厚生年金保険、政府管掌健康保険、船員保険及び日雇労働者健康保険事業の管理事務と、厚生年金基金、健康保険組合及び保険医療機関の指導監督事務を担当している。

また、国民年金課(部)は、国民年金事業の管理事務、同事業に関する市町村、事務組合の指導監督事務及び福祉年金の現業事務を担当している。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第3節 年金事業の運営

2 年金事業の推移

年金事業の指標ともいべき54年度末の厚生年金保険及び国民年金の被保険者数は、それぞれ2,471万人、2,785万人であり、50年度末と比較して、それぞれ4.5%、7.6%の伸び率で漸増している(第3-1-1図及び第3-1-6表)。

一方、54年度末の厚生年金保険及び国民年金の拠出年金の受給権者数は、それぞれ425万人、569万人であり、50年度末と比較して77.7%、82.5%の著しい伸び率を示している。特に、国民年金の拠出年金についてその傾向が顕著である。これに伴って年金に関する業務量は年々増大している(第3-1-3表及び第3-1-8表)。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第3節 年金事業の運営

3 国民と年金相談

年金制度の充実とともに、国民の年金制度に対する関心と期待が高まり、年金に関する相談、照会等は年々増加の一途をたどっている(第3-1-16表)。

第3-1-16表 年金相談件数の推移

第3-1-16表 年金相談件数の推移
(単位：1,000件)

年 度	相 談 件 数	指 数
50	5,679	100.0
51	7,067	124.4
52	7,802	137.4
53	8,941	157.4
54	9,896	174.3

社会保険庁調べ

この年金相談は、国民の生涯設計の一助となるものであるので、第一線社会保険事務所における最も重要な業務の一つとなっている。

このため、各社会保険事務所に専任の年金専門官を配置するほか、非常勤の社会保険相談員を活用し、巡回相談に応じており、更に地方大都市の便利な場所に年金相談コーナーを設置するなど相談体制の整備に努めているが、社会保険庁においても、52年4月業務課に年金相談センター(54年4月から業務第一課中央年金相談室となっている。)を開設し、電話照会や来訪相談を集中的に処理している。

中央年金相談室及び各年金相談コーナーでは、年金に関する豊富な知識や経験を持っている相談専門の職員が受給者記録、高齢者被保険者記録などをディスプレイ装置(窓口装置)に即時に映し出すことによって、具体的な年金相談に応じている。

しかしながら、今後、年金受給者は飛躍的に増加することが見込まれており(第3-1-17表)、年金に関する相談業務は更に増大することとなる。このため、54年度を初年度とする3か年計画で、年金相談体制の整備をし、身近な社会保険事務所の窓口で、社会保険庁の管理する受給者記録などを即時に引き出して、個別的、具体的な年金相談に迅速的確に応ずることができるようにすることとしている。

第3-1-17表 年金受給者の将来推移

第3-1-17表 年金受給者の将来推移

(単位:1,000人)

年 度	厚 生 年 金 保 険		国 民 年 金	
	受 給 者 数	指 数	受 給 者 数	指 数
55	4,602	100.0	6,030	100.0
60	9,131	198.4	8,397	139.3
65	16,259	353.3	10,524	174.5
70	23,831	517.8	12,426	206.1
75	31,667	688.1	14,150	234.7
80	40,476	879.5	15,730	260.9
85	48,994	1,064.6	17,160	284.6

厚生省年金局推計

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第4節 年金積立金の運用

1 年金積立金の概要

年金積立金は、法律に基づいて資金運用部に預託され、郵便貯金をはじめ他の政府の特別会計の積立金、余裕金とともに、国の財政投融资計画を通じて一元的に管理運用されている。

厚生年金保険及び国民年金の積立金(以下「年金積立金」という。)は、54年度決算後においては、26兆7,115億円に達している。その累積状況は第3-1-18表のとおりである。

第3-1-18表 厚生年金保険、国民年金の年金積立金の累積状況

第3-1-18表 厚生年金保険、国民年金の年金積立金の累積状況

(単位：億円)

年 度	厚生年金保険		国 民 年 金		計	
	当該年度分	累 積 額	当該年度分	累 積 額	当該年度分	累 積 額
50	21,460	122,869	2,315	19,221	23,775	142,090
51	26,288	149,157	▲ 754	18,467	25,534	167,624
52	30,583	179,740	▲ 1	18,466	30,582	198,206
53	31,341	211,081	2,060	20,526	33,401	231,607
54	32,438	243,519	3,070	23,596	35,508	267,115

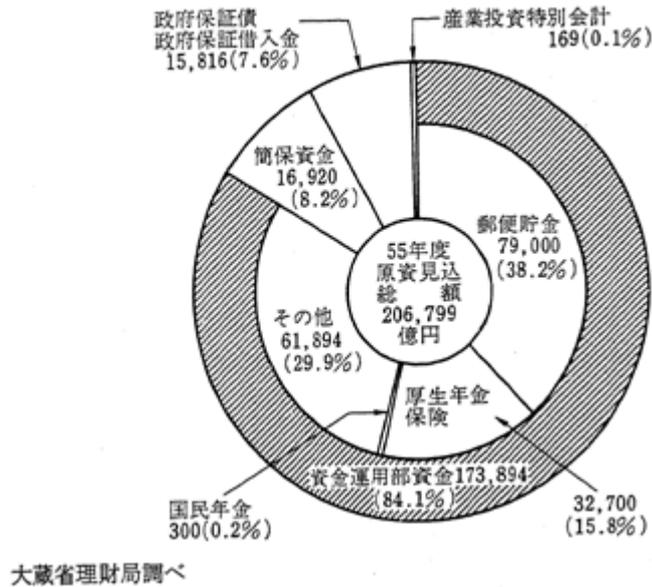
厚生省年金局調べ

財政投融资は、年金積立金をはじめ国の管理するさまざまな資金を各般の分野に長期かつ低利で融通するもので、住宅建設や生活環境施設整備等国民生活に密着した部門、あるいは中小企業等に対する融資に重点が置かれている。55年度における財政投融资計画(当初計画)は、18兆1,799億円で、政府の一般会計歳出予算額42兆5,888億円に比べると42.7%に当たり、およそ歳出予算の半分に相当している。

財政投融资の原資見込(当初計画)は、第3-1-3図のとおりで、資金運用部資金はその総額の84.1%を占め、また資金運用部資金のうち厚生年金保険と国民年金の預託額は、3兆3,000億円であり、資金運用部資金の19.0%を占めている。

第3-1-3図 財政投融资原資見込み

第3-1-3図 財政投融資原資見込み(55年度当初見込)



年金積立金は、財政投融資計画の上で特に「年金資金等」として郵便貯金等の政府資金と区別され、その用途が明らかにされている。

財政投融資計画における年金資金等の用途については、国民生活の安定向上に直接役立つ(1)住宅、(2)生活環境整備(上下水道等)、(3)厚生福祉(病院、福祉施設等)、(4)文教、(5)中小企業及び(6)農林漁業の分野(いわゆる(1)~(6)分類)にその85%程度が配分され、残る15%についても、国民生活の安定向上の基盤となる(7)国土保全、(8)災害復旧、(9)道路、(9)運輸通信及び(10)地域開発の分野に配分されることになっており、(11)基幹産業、(12)貿易・経済協力の分野には当てられていない。

55年度の財政投融資使途別分類表は、第3-1-19表のとおりである。

第3-1-19表 財政投融資使途別分類表

第3-1-19表 財政投融资使途別分類表(55年度当初計画)

(単位:億円)

区 分	産業投資 特別会計	資金運用部資金			簡保資金	政府保証 債・政府 保証借入 金	合 計
		年金資 金等	郵貯資 金等	小 計			
(1)住 宅	—	11,497	33,224	44,721	1,730	1,168	47,619
(2)生 活 環 境 整 備	7	5,526	11,878	17,404	1,034	7,272	25,717
(3)厚 生 福 祉	—	5,611	604	6,215	65	—	6,280
(4)文 小 企 業	—	573	3,535	4,108	3,821	160	8,089
(5)中 小 企 業	—	4,455	27,485	31,940	1,864	200	34,004
(6)農 林 漁 業	—	1,196	7,375	8,571	288	—	8,859
(1)~(6) 小 計	7	28,858	84,101	112,959	8,802	8,800	130,568
(7)国土保全・災害復旧	—	634	2,004	2,638	242	240	3,120
(8)道 路	—	998	3,159	4,157	5,288	869	10,314
(9)運 輸 通 信	—	2,816	8,906	11,722	2,122	3,593	17,437
00地 域 開 発	23	644	2,036	2,680	366	1,625	4,694
(7)~00 小 計	23	5,092	16,105	21,197	8,018	6,327	35,565
00基 幹 産 業	19	—	4,795	4,795	100	559	5,473
00貿 易・経 済 協 力	120	—	9,943	9,943	—	130	10,193
合 計	169	33,950	114,944	148,894	16,920	15,816	181,799

大蔵省理財局調べ

- (注) 1. 「沖縄振興開発金融公庫」、「日本開発銀行」、「地方公共団体」等については、財政投融资の額を、それぞれの区分に応じ、事業規模等を基礎として配分している。
2. 年金資金等には、厚生年金、国民年金、船員保険及び国家公務員共済組合の新規預託増加見込額を計上している。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第4節 年金積立金の運用

2 年金積立金の還元融資

年金積立金の運用に当たっては、それが将来の年金給付の重要な財源として被保険者等から強制的に賦課徴収された保険料の集積であることにかんがみ、特別な配慮を加えている。上述のとおり福祉分野への重点的配分もその一つであるが、弓のほか還元融資制度として、毎年度年金積立金の資金運用部預託増加見込額の一定割合を年金福祉事業団、地方公共団体等を通じ病院、社会福祉施設等の整備や住宅資金の貸付けなど、被保険者等保険料拠出者の福祉向上に直接役立つ対象に運用し、それらの者の福祉の増進と生活の向上を図り、ひいては年金制度の円滑な運営に資することとしている。

55年度における年金積立金還元融資資金計画は、第3-1-20表のとおりであるが、主要な部分を占める年金福祉事業団及び特別地方債の概要は、次のとおりである。

第3-1-20表 年金積立金還元融資資金計画

第3-1-20表 年金積立金還元融資資金計画

(単位:億円)

区 分		54 年 度	55 年 度	
還 元 融 資 資 金 総 額		(11,387) 12,020	(12,160) 14,330	
年 金 福 祉 事 業 団	住 宅 (社 宅・分 譲 住 宅)	550	512	
	療 養 施 設	215	228	
	厚 生 福 祉 施 設	235	210	
	被 保 険 者 住 宅 資 金 貸 付	3,327	5,135	
	大 規 模 年 金 保 養 基 地	84	34	
	年 金 担 保 貸 付	220	350	
計		4,631	6,469	
特 別 地 方 債	本 来 事 業	住 宅	140	140
		病 院	1,450	1,587
		厚 生 福 祉 施 設	1,969	1,915
		(1) 社 会 福 祉 施 設 等	1,574	1,491
		(2) レクリエーション・スポーツ施設	395	424
		一 般 廃 棄 物 処 理	1,908	1,350
	簡 易 水 道	483	504	
	小 計		5,950	5,496
	再 掲 事 業	産 業 廃 棄 物 処 理	10	—
		同 和 対 策	10	564
下 水 道		30	150	
上 水 道		30	150	
小 計		80	864	
計		6,030	6,360	
そ の 他 機 関	医 療 金 融 公 庫	455	491	
	社 会 福 祉 事 業 振 興 会	288	345	
	国 立 病 院 特 別 会 計	571	629	
	公 害 防 止 事 業 団	45	36	
計		1,359	1,501	

厚生省年金局調べ

(注) 還元融資資金総額の()内の数値は、年金福祉事業団の出資金及び回収余裕金を除いたものである。

(1) 年金福祉事業団

ア 住宅(社宅分譲住宅等)、療養施設及び厚生福祉施設整備資金貸付け

厚生年金保険の適用事業主、船舶所有者、中小企業等協同組合、消費生活協同組合、健康保険組合、国民健康保険組合、厚生年金基金、日本赤十字社、社会福祉法人等に対し、これらの者が被保険者の福祉を増進するため、住宅、療養施設又は厚生福祉施設(休養施設、体育施設、教養文化施設等)を設置又は整備する場合に融資される。

貸付利率は、大企業事業主年9.00%、中小企業事業主その他の法人年8.50%とされている。なお、被保険者が組織する団体等が建設する分譲住宅の融資については年5.50%とされている。

55年度の事業計画額は800億円が予定されている。

イ 被保険者住宅資金貸付け

被保険者住宅資金貸付制度は、厚生年金保険等の被保険者に対して直接還元融資の利益を及ぼすため住宅資金の貸付けを行うものである。この制度は、1)厚生年金保険及び船員保険の場合にあっては、事業主等を通ずる転貸又は事業主なり被保険者の組織する団体等を通ずる転貸の方式により被保険者に融資することを原則としている。貸付限度額は、被保険者期間に応じて3年以上5年未満の場合250万円、5年以上10年未満の場合300万円、10年以上15年未満の場合400万円、15年以上の場合550万円とされている。2)国民年金の場合にあっては、住宅金融公庫を通じて被保険者に融資することとしている。貸付限度額は、3年以上5年未満の場合120万円、5年以上15年未満の場合200万円、15年以上の場合270万円とされている。

また、老人、心身障害者と同居する世帯に対して、一定の割増貸付制度が設けられている。

貸付利率は年6.00%(大型住宅は8.85%)とされている。また、事業計画額は、54年度3,600億円に対し、55年度は約77%増の6,391億円が予定されている。

ウ 年金担保小口資金貸付け

厚生年金保険、船員保険及び国民年金の年金受給者に対し、その受給権を担保として小口資金の貸付けを行うものである。

貸付けは、一般の市中銀行等を通じて行うこととしており、貸付額は、年金額の1年半分以内の額で、かつ、140万円を限度とし、貸付利率は年8.50%とされている。事業計画額は54年度の220億円に対し、55年度は350億円が予定されている。

エ 大規模年金保養基地の設置

大規模年金保養基地は、人口の老齢化が急速に進行する中で、年金生活に入った人々が単に余生を送るだけでなく生きがいのある有意義な生活を送るのに必要な場を提供するとともに、現役の勤労者や一般の人々の健全な余暇利用にもあわせて資することを目的とし全国に11か所(第3-1-21表)設置される。各基地とも約330ヘクタール(100万坪)の用地に保健、保養のための施設、教養文化施設、宿泊施設等必要な施設を総合的に整備することとしている。

55年度においては、三木、大沼の2基地をオープンし、その他の基地については、前年度に引き続き基本計画の策定、基本設計、実施設計、測量調査等を行うとともに一部基地の建設工事を行うこととしている。

(2) 特別地方債

特別地方債は、都道府県、市町村等の地方公共団体が厚生年金保険、船員保険又は国民年金の被保険者を中心とした地域住民の福祉向上に直接役立つ施設を整備しようとする場合に行われる融資であり、融資対象施設は、住宅(1)厚生年金保険の適用を受ける中小企業の事業主又は船員保険の適用を受ける中小の船舶所有者に賃貸するために地方公共団体が建設する従業員住宅、2)地域住民が老人専用居室又は障害者居室を整備する場合の資金を地方公共団体が貸し付ける事業、3)下水道が完備している地域の既設の便所を水洗式に改造する資金を市町村が貸し付ける事業、病院、厚生福祉施設(老人ホーム、保育所等の社会福祉施設、国民宿舎等の休養施設体育施設、会館等)、一般廃棄物処理施設(し尿処理施設、ごみ処理施設、清掃運搬施設)、簡易水道、上下水道施設等である。

これらの融資対象事業については、毎年度所要の資金枠を確保するよう努めるとともに、融資基準の改善を行い、内容の充実を図っている。55年度においては、厚生福祉施設整備事業について、広域レクリエーションセンターが新たに融資対象施設とされたほか、各事業について附帯施設の拡大並びに融資基準単価及び融資基準面積についての所要の改善が図られている。

貸付利率は年8.50%とされている。

年金福祉事業団及び特別地方債の54年度における融資の申請及び決定の状況は、第3-1-22表及び第3-1-23表のとおりである。

第3-1-21表 大規模年金保養基地

第3-1-21表 大規模年金保養基地		
基地名	所在地	
大沼基地	北海道	亀田郡七飯町 茅部郡森町
田老基地	岩手県	下閉伊郡田老町
南東北基地 (複合型基地)	宮城県	岩沼市
	福島県	二本松市
津南基地	新潟県	中魚沼郡津南町
中央高原基地	岐阜県	恵那市
三木基地	兵庫県	三木市
紀南基地	和歌山県	東牟婁郡那智勝浦町 " 太地町
安浦基地	広島県	豊田郡安浦町
横浪基地	高知県	土佐市 須崎市
北九州基地 (複合型基地)	福岡県	八女郡黒木町
	熊本県	阿蘇郡久木野村
指宿基地	鹿児島県	指宿市

第3-1-22表 年金福祉事業団の申請状況及び決定状況

第3-1-22表 年金福祉事業団の申請状況及び決定状況(54年度)
(単位:100万円)

区 分	申 請		決 定	
	件数・戸数	金 額	件数・戸数	金 額
総 計	—	504,051	—	482,003
住 宅(社宅・分譲住宅等)	406件	28,786	359件	26,300
療 養 施 設	64件	16,592	59件	16,400
厚生福祉施設	総 数	347件	318件	20,100
	休 養 施 設	191件	176件	6,030
	体 育 施 設	27	25	4,656
	教 養 文 化 施 設	94	86	7,254
	給 食 施 設	28	27	1,585
	そ の 他 の 施 設	7	4	575
被 保 険 者 住 宅	112,682戸	415,820	107,677戸	398,000
年 金 担 保	31,544件	21,522	31,136件	21,203

第3-1-23表 特別地方債の申請状況及び決定状況

第3-1-23表 特別地方債の申請状況及び決定状況(54年度)
(単位:100万円)

区 分	申 請		決 定	
	件 数	金 額	件 数	金 額
総 計	6,222	792,806	6,205	602,991
住 宅	390	12,167	390	11,617
病 院	894	257,192	894	125,601
厚生福祉施設	総 数	2,760	2,743	178,343
	社 会 福 祉 施 設	1,015	1,012	68,838
	会 館 ・ 保 健 衛 生 施 設 等	791	782	65,030
	休 養 施 設	61	57	5,002
体 育 施 設	893	892	39,473	
一 般 廃 棄 物 処 理	1,125	117,351	1,125	114,097
簡 易 水 道	1,053	45,238	1,053	45,238
産 業 廃 棄 物 処 理		(0)		(0)
同 和 対 策		(10,115)		(10,115)
下 水 道		(80,599)		(80,599)
上 水 道		(37,381)		(37,381)

厚生省年金局調べ

(注) 1. ()内の金額は、年金資金、他の政府資金及び公募資金と合わせて決定されたものについて年金資金分のみを計上したものである。

2. 本表は、55年3月31日現在で整理したものである。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第1節 生活保護制度の現状と動向

生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、何らかの原因で生活困窮に陥り自分の力では生計を維持できない者に対して、国の責任において健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、併せてその自立を助長することを目的とする制度である。

近年、年金制度等の所得保障が著しく充実されてきているが、このような中であっても生活保護制度は国民生活の最終的なよりどころとして重要な役割を果たしており、制度の内容面においても一般国民生活の変化に対応して保護基準の引上げが行われるなど、その充実改善が図られている。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第2節 生活保護基準

1 生活保護基準の意義

保護基準は、生活保護制度によって保障される「健康で文化的な最低限度の生活水準」を具体的に示すとともに、個々の世帯が保護を必要とするか否かを判定し、更に保護が必要とされた場合にどの程度の保護を行うかを定める尺度となるものである。

この基準は、生活扶助をはじめとする七つの扶助で構成され、それらは要保護者の年齢・性・世帯構成・所在地等の必要な事情を考慮して厚生大臣が定めることとされている。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第2節 生活保護基準

2 生活扶助基準の改善

生活扶助基準については、従来から一般国民生活の向上の度合い等を考慮しつつ改善を図ってきており、55年度においても同様の観点から対前年度当初比8.6%の引上げを行った(第3-2-1表)。

第3-2-1表 生活扶助基準額の年次推移

第3-2-1表 生活扶助基準額の年次推移
(標準4人世帯・1級地)

	実施年月日	基準額	対前年度比	指数
		円	%	
第16次	35年4月1日	8,914	—	100.0
21	40 4 1	18,204	112.7	204.2
26	45 4 1	34,137	114.0	383.0
31	50 4 1	74,952	123.5	840.8
32	51 4 1	84,321	112.5	945.9
33	52 4 1	95,114	112.8	1,067.0
34	53 4 1	105,577	111.0	1,184.4
35	54 4 1	114,340	108.3	1,282.7
36	55 4 1	124,173	108.6	1,393.0

厚生省社会局調べ

(注) 標準4人世帯とは、35歳男・30歳女・9歳男・4歳女で構成されている世帯である。

この改善の結果、1級地(大都市及びその周辺地域)における標準4人世帯の生活扶助基準は54年度(当初)の11万4,340円から12万4,173円となり月額9,833円の増額となった。一方、高齢者や傷病、障害者等のハンディキャップを負った人々が大部分を占め、かつ家計の弾力性の乏しい少人数世帯(単身世帯~3人世帯)についてその処遇充実を図るため、老人単身世帯(70歳男)の場合4万3,044円から4万7,309円に、老人2人世帯(72歳男・67歳女)の場合は6万7,103円から7万3,324円に、母子3人世帯(30歳女・9歳男・4歳女)の場合には8万5,061円から9万2,689円にそれぞれ改善を行った。

このほか、生活扶助の範ちゅうに属する基準の改善については、1)期末一時扶助を54年度の8,820円(1級地、居宅、1人当たり)から9,500円に引き上げるとともに、入院患者日用品費、妊産婦加算、在宅患者加算等についてもそれぞれ所要の改善を行った。2)基準生活費の一定割合の額としている老齢、母子、障害者の各加算についても、老齢加算は54年度の1万1,700円から1万2,600円となり、母子加算、障害者加算もそれぞれ改善された。3)一時扶助関係では入学準備に要する経費の実態を考慮して、入学準備金を55年度は小学校入学時の場合2万7,000円に、中学校入学時の場合3万1,000円にそれぞれ引き上げた。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第2節 生活保護基準

3 その他の扶助基準の改善

(1) 教育扶助基準

学用品等の値上り及び父兄の負担する一般世帯の児童生徒の教育費の支払状況を考慮して、基準額を小学生1, 330円から1, 390円に、中学生2, 670円から2, 770円に引き上げた。

(2) 出産扶助基準

55年度における出産扶助基準の改善に当たっては、出産費用の実態を考慮し、施設分べんの基準額を6万2, 000円以内から6万3, 000円以内に、居宅分べんの基準額を7万2, 000円以内から8万2, 000円以内にそれぞれ引き上げた。

なお、基準額のほかに衛生材料費(3, 000円以内)と施設分べんの場合の入院に要する必要最少限度の額については別に支給することとしている。

(3) 生業扶助基準

生業扶助基準のうちの技能修得費は、新しく職業に就こうとする者が技能修得のために直接必要な授業料(月謝)、教材費等の経費を必要とする場合に支給されるものであるが、この基準額を2万5, 000円以内から3万円以内に引き上げた。

(4) 葬祭扶助基準

葬祭費用の実態に対応して基準額を8万円以内から8万5, 000円以内に引き上げた。

(5) 勤労控除

勤労による収入の認定については、労働の軽重、就労日数及び収入金額に応じて一定の控除額が定めらる。このうち業種別基礎控除については生活扶助基準の改定に準じて引上げを行い、この結果、1・2級地の場合で日雇・農業等の職種は54年度1万8, 330円から1万9, 740円に引き上げた。このほか、収入金額別基礎控除及び特別控除についても所要の改善を行った。更に、未成年者が就労している場合に

厚生白書(昭和55年版)

適用される未成年者控除を8,000円から9,400円に引き上げた。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第2節 生活保護基準

4 具体的な生活保護基準

被保護世帯に適用される具体的な生活保護基準を標準4人世帯についてみると、生活扶助、教育扶助及び住宅扶助に限って計上した場合、1級地で13万4,563円、3級地で10万8,208円となり、これに業種別基礎控除を加えると1級地15万4,303円、3級地12万6,758円となる。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第3節 保護の動向

最近の保護の動向は49年度を境に被保護世帯数、被保護実人員ともに、増加傾向にあり、現在も微増傾向が続いている。

また、被保護階層の質的变化をみると、高齢者、母子、傷病・障害者などの社会的ハンディキャップを負った人々が年々増加している。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第3節 保護の動向

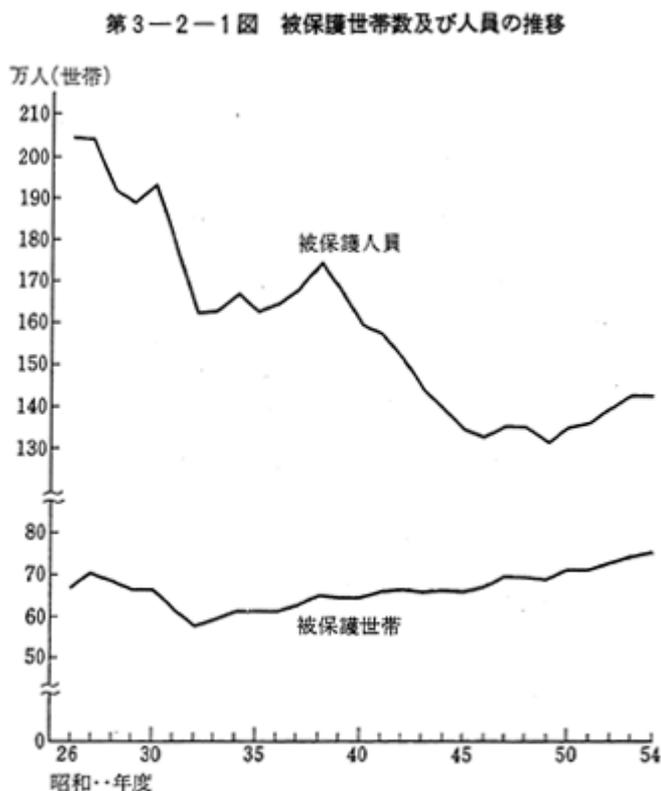
1 被保護世帯数, 人員及び保護率

生活保護を受けている世帯数, 人員数は54年度で74万5, 000世帯, 143万人であり, 人口1, 000人当たりの被保護人員(以下「保護率(0/00)」という。)は12.3人である。

これを53年度と比較すると世帯で6, 000世帯, 人員にして2, 000人増加している。

世帯数は, 49年度の68万9, 000世帯を境として増加傾向が続いている。また, 人員は38年度の174万5, 000人をピークに減少傾向を続けていたが, 47年度に若干の増加がみられ, その後, 49年度の131万2, 000人まで減少した。しかし, 49年度後半を境として増加傾向に転じ, 50年度には134万9, 000人, 51年度には135万8, 000人, 52年度には139万3, 000人, 53年度には142万8, 000人, 54年度には143万人と増加の傾向をみせている(第3-2-1図)。

第3-2-1図 被保護世帯数及び人口の推移

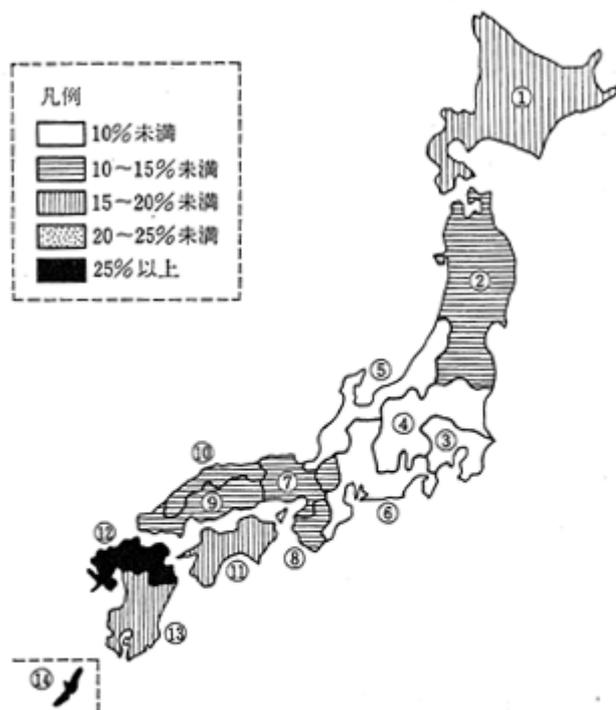


資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

次に, 地域別に保護率をみると福岡県を中心とする北九州, 沖縄県地域が最も高く, 関東, 北陸, 東海, 中部地域では保護率が低い(第3-2-2図)。

第3-2-2図 地域別にみた保護率

第3-2-2図 地域別にみた保護率(54年度)



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

(注) 地域分布は次による。

- ①北海道，②青森，岩手，宮城，秋田，山形，福島，③埼玉，千葉，東京，神奈川，④茨城，栃木，群馬，山梨，長野，⑤新潟，富山，石川，福井，⑥岐阜，静岡，愛知，三重，⑦京都，大阪，兵庫，⑧滋賀，奈良，和歌山，⑨岡山，広島，山口，⑩鳥取，島根，⑪徳島，香川，愛媛，高知，⑫福岡，佐賀，長崎，大分，⑬熊本，宮崎，鹿児島，⑭沖縄

各論

第3編 所得保障の充実

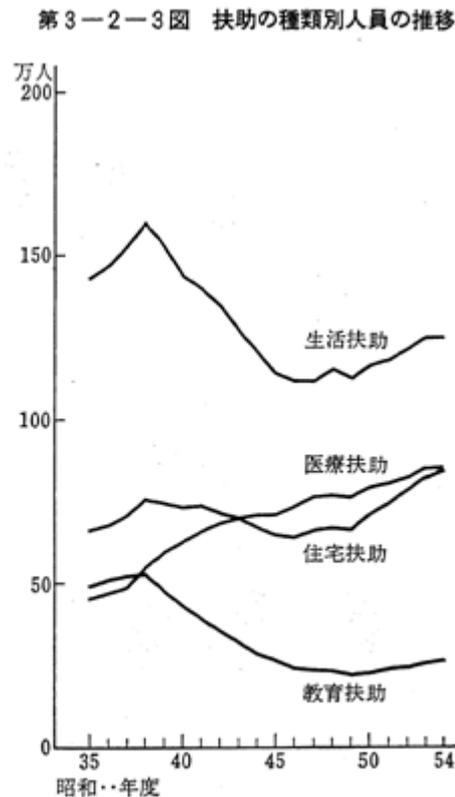
第2章 生活保護

第3節 保護の動向

2 保護の種類別人員

保護の種類別人員をみると、54年度で生活扶助125万2,000人、住宅扶助84万8,000人、教育扶助25万9,000人、医療扶助85万5,000人、その他の扶助5,000人となっている。生活扶助人員、住宅扶助人員及び教育扶助人員は38年度をピークにその後減少を続けていたが、49年度を境にいずれも増加傾向にある(第3-2-3図)。

第3-2-3図 扶助の種類別人員の推移

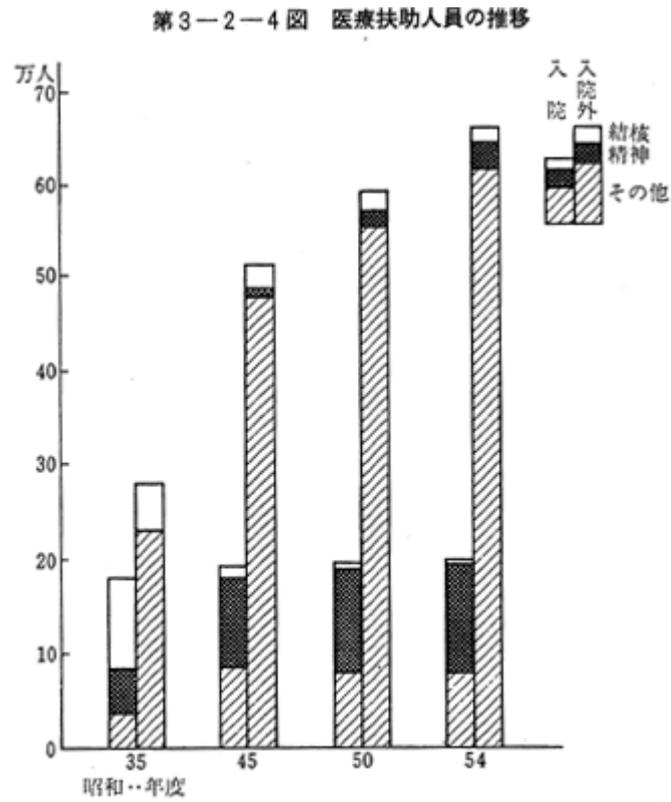


資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

医療扶助人員の動向をみると、入院人員は39年度以降増加傾向にあったが、47年度以降20万人前後でほぼ横ばい傾向にあり、54年度には19万9,000人となった。入院外人員は全体として増加傾向にあり、54年度で65万5,000人となっている。

次に医療扶助人員を病類別にみると、最近における疾病構造の変化を反映して結核患者の減少と精神病患者の増加が著しい。精神病患者は年々増加し54年度は医療扶助人員全体の17.0%、14万5,000人に達している。特に、精神病による入院患者は11万8,000人と医療扶助による入院患者の59.1%を占めてい

第3-2-4図 医療扶助人口の推移



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第3節 保護の動向

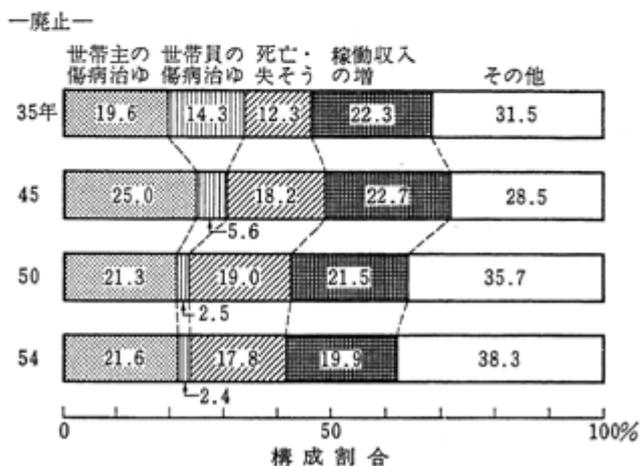
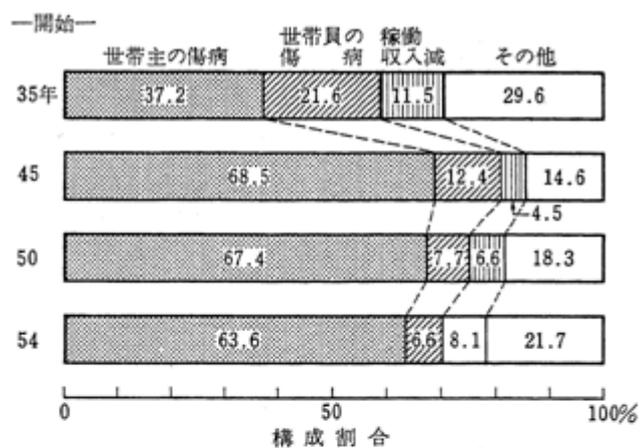
3 保護の開始・廃止原因

54年度中に保護を開始した世帯は19万世帯、人員にして38万8,000人である。この開始理由をみると、傷病を理由とするものが70.2%を占め、稼働収入の減少を理由とするものが8.1%となっている。

次に、54年度中に保護を廃止した世帯は18万9,000世帯、人員で36万8,000人である。この廃止理由をみると、傷病の治ゆを理由とするもの24.0%、被保護者の死亡・失そうによるもの17.8%、稼働収入の増加によるもの19.9%となっている(第3-2-5図)。

第3-2-5図 保護の開始・廃止理由別世帯構成割合の推移

第3-2-5図 保護の開始・廃止理由別世帯構成割合の推移



資料：厚生省統計情報部「生活保護動態調査」

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 所得保障の充実

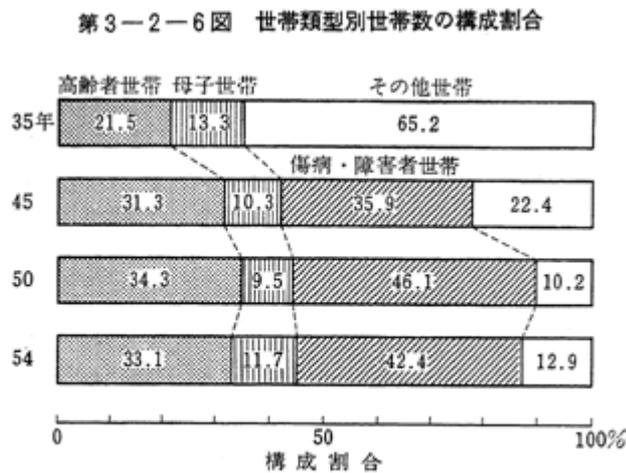
第2章 生活保護

第3節 保護の動向

4 被保護世帯の世帯類型・就業状況等

被保護世帯の世帯類型をみると、高齢者世帯、母子世帯、傷病・障害者世帯のハンディキャップを負った人々が54年度には全被保護世帯の87.1%を占めている(第3-2-6図)。

第3-2-6図 世帯類型別世帯数の構成割合

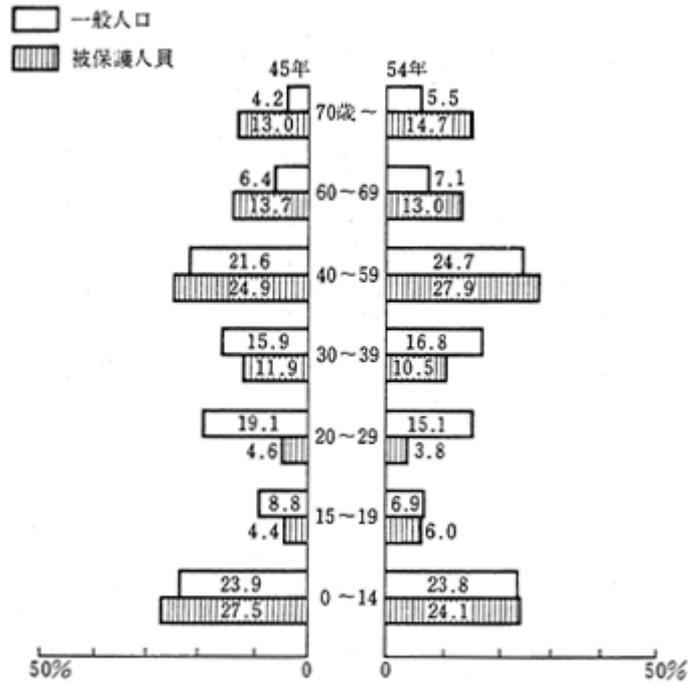


資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」

次に被保護人員を年齢階級別の構成割合で見ると、54年度で15歳から59歳までの稼働年齢層が48.2%、60歳以上の高齢者層が27.7%、15歳未満の若年層が24.1%である。被保護人員に占める高齢者層の割合は一般人口構成における60歳以上の割合12.6%を大幅に上回っている(第3-2-7図)。

第3-2-7図 一般人口と被保護人員の年齢階級別構成割合の推移

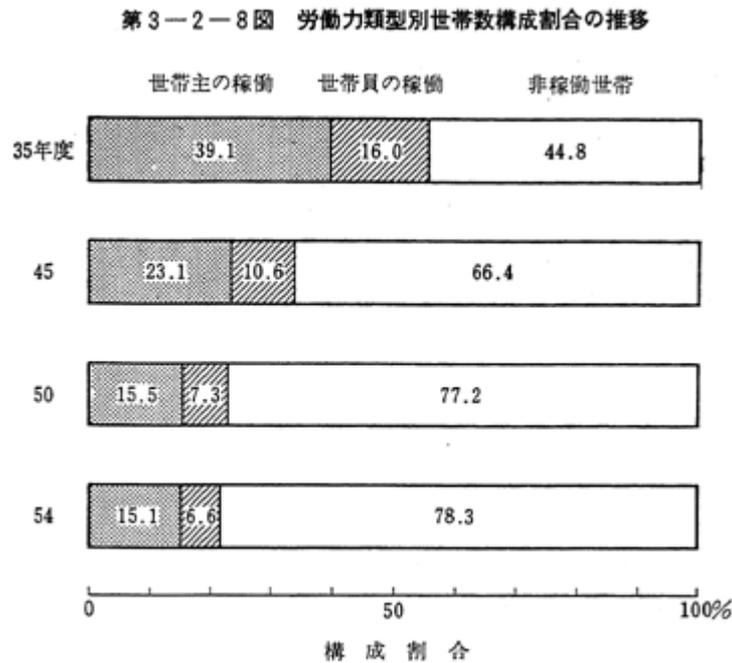
第3-2-7図 一般人口と被保護人員の年齢階級別構成割合の推移



資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」
総理府統計局「国勢調査結果報告」「年齢別推計人口」

被保護世帯の就業状況をみると、稼働世帯の減少が著しく、35年度にはその割合が55.2%であったのが54年度には21.7%となっており、約8割が非稼働世帯で占められている。特に世帯主が働いて保護を受けている世帯は35年度で39.1%であったのが、54年度は15.1%と減少している。また、世帯員が働いて保護を受けている世帯も35年度の16.0%から54年度には6.6%と大幅な減少を示している(第3-2-8図)。

第3-2-8図 労働力類型別世帯数構成割合の推移



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

厚生白書(昭和55年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第4節 保護施設

生活保護法に基づく保護施設には、救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の5種類がある。

保護施設の総数は54年10月1日現在344施設であり、その中で救護施設については若干増加傾向がみられる(第3-2-2表)。

第3-2-2表 保護施設の推移

第3-2-2表 保護施設の推移(各年度10月1日現在)

(単位:か所)

年 度	50	51	52	53	54
総 数	349	344	343	342	344
救 護 施 設	145	147	151	153	155
更 生 施 設	16	17	17	16	16
医 療 保 護 施 設	72	69	68	68	68
授 産 施 設	81	79	76	77	77
宿 所 提 供 施 設	35	32	31	28	28

資料:厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

これは、救護施設が主として単一の障害を有する者を対象とする他種の施設に比べて、様々の条件にある心身障害者を総合的に受け入れるという機能をもっており、このような施設に対するニーズが依然として存在していることのあらわれであると考えられる。

各論

第3編 所得保障の充実

第3章 児童手当制度

第1節 児童手当制度の概要

児童手当制度は、児童を養育している者に対して児童手当という現金給付を行うことによって、家計における児童養育費の負担を軽減して家庭生活の安定を図るとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成とその資質の向上に資することを目的としている。

児童手当制度は、我が国の社会保障制度の中で最も遅く、47年1月から実施に移された。支給対象となる者は、義務教育終了前の児童を含む三人以上の児童を養育し、かつ、その所得が一定の限度額に達しない者である。

児童手当の手当月額は、第3子以降の児童1人につき、制度発足当初は3,000円であったが、その後の消費者物価の上昇等にかんがみ、49年10月から4,000円に、50年10月から5,000円に引き上げられてきた。

更に、53年10月分から、前年(1月から5月までの月分の児童手当については、前々年)の所得について市町村民税所得割の額がない者に支給される児童手当の額が6,000円に増額され、54年の法改正によりこの額が同年10月分から6,500円に引き上げられた。また、53年の法改正で、政府が児童の健全な育成及び資質の向上に資する施設(福祉施設)をすることができることとされた。

なお、児童手当制度の基本的なあり方については、52年7月より中央児童福祉審議会児童手当部会において検討が開始され、55年9月に同審議会から意見具申が行われた。

各論

第3編 所得保障の充実

第3章 児童手当制度

第2節 児童手当制度の実施状況

(I) 児童手当の支給

54年度における支給状況は、第3-3-1表のとおりである。受給者数は55年2月末現在で被用者105万5,500人、非被用者109万9,957人、公務員24万69人、総数239万5,526人、算定基礎児童数(児童手当の支給の対象となる義務教育終了前の第3子以降の児童数)は、同じくそれぞれ117万7,043人、132万4,258人、26万1,730人、総数276万3,031人となっている。54年度支給総額は、1,784億1,122万円である。

第3-3-1表 児童手当支給状況

第3-3-1表 児童手当支給状況(54年度)

	受給者数	算定基礎児童数	支給額
	人	人	千円
総数	2,395,526	2,763,031	178,411,225
市町村支給分	2,155,457	2,501,301	162,647,856
被用者	1,055,500	1,177,043	72,457,338
非被用者	1,099,957	1,324,258	90,190,518
公務員分	240,069	261,730	15,763,369
国家公務員	65,402	70,857	4,271,687
地方公務員	136,569	150,404	9,132,228
公共企業体職員	38,098	40,469	2,359,453

資料：厚生省児童家庭局「54年度児童手当事業年報」

(注) 受給者数及び算定基礎児童数は、55年2月末現在のものである。

算定基礎児童数別の受給者数は、55年2月末現在第3-3-2表のとおりであり、算定基礎児童数が1人の受給者が全受給者の88.0%と圧倒的に大きな割合を占めており、49年度より増加傾向にある。なお、受給者1人当たりの算定基礎児童数は、平均1.15人となっている。

第3-3-2表 算定基礎児童数別受給者数

第3-3-2表 算定基礎児童数別受給者数(55年2月現在)

(単位：人、%)

	総数	児童1人	2人	3人	4人	5人以上
実数	2,395,526	2,108,161	231,096	40,425	10,563	5,281
構成比	100.0	88.0	9.7	1.7	0.4	0.2

資料：厚生省児童家庭局「54年度児童手当事業年報」

所得制限の限度額は、55年6月分から56年5月分までの児童手当については、6人世帯の場合(扶養親族等5

人の場合), 54年の給与所得者の年間収入額で497万円である。

児童手当事業の運営については、厚生保険特別会計の中に児童手当勘定を設けて行われているが、児童手当交付金の財源は、被用者分については事業主からの拠出金に国庫負担金を加えたものを、非被用者分については、国庫負担金をもってこれにあて、この財源をそれぞれ被用者児童手当交付金、非被用者児童手当交付金として児童手当の支給事務を行っている市町村に交付しているが、市町村においても国からの交付金と都道府県の負担金に自らの負担金を加え支給費用としている。その負担割合は次のとおりである。

	事業主拠出	国庫負担	都道府県負担	市町村負担
被用者	7/10	2/10	0.5/10	0.5/10
非被用者	—	4/6	1/6	1/6

なお、54年度における拠出金収入は、622億円であり、国庫負担金は、被用者児童手当財源分145億円、非被用者児童手当財源分602億円で総額747億円となっている。

このほか、児童手当の支給事務等を行っている都道府県及び市町村に交付する事務費財源が国庫で負担され、その額は54年度において32億円である。

事業主拠出金の54年度の徴収状況は、第3-3-3表のとおりである。また、55年度の拠出金率は、54年度と同様1,000分の1.2となっている。

第3-3-3表 児童手当事業主拠出金徴収状況

第3-3-3表 児童手当事業主拠出金徴収状況(54年度)

(単位:100万円)

	徴収決定済額	収納済額
総計	62,777	62,152
厚生年金保険関係	60,213	59,616
船員保険関係	700	672
共済組合関係	1,864	1,864

厚生省児童家庭局調べ

各論

第3編 所得保障の充実

第3章 児童手当制度

第2節 児童手当制度の実施状況

(2) 福祉施設の実施

55年度度においては、54年度に引き続き、事業所内保育施設への助成、児童センターへの助成、国立総合児童センター(こどもの城(仮称))の設置準備、児童福祉に関する諸事業を行うための児童福祉協力基金、総合母子保健センターの整備等についての助成等を行うこととした。
